

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	窓口業務の時間延長															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
				試行												
実施内容		<p>昼休みや夕刻等の時間外窓口業務の実施に必要な条件について検討を行った。</p> <p>時間延長をする場合は、ローテーション制となるが、混乱をきたさない為には窓口業務職員が担当含む事務全般を処理出来ることが前提となる。(取り扱う事務を限定するという考え方もあるが、周知は困難でトラブルの元になる可能性が高い。従って、全ての業務とすることにならざるを得ない。)</p> <p>そのためには、職員の理解、協力の上でのマニュアル整備と職員研修が必須であるが、全庁横断的な調整を要するため、平成19年度からマニュアル整備等の具体的な方法を検討することとした。</p>	<p>住民異動(転入、転出、死亡等)に伴う主な手続きマニュアルを2月中に作成し、総括表からそれぞれ必要な手続きマニュアルが検索できるよう整備した。</p> <p>当面、上記の窓口業務を関係窓口において施行しながら、他の窓口業務マニュアルについても優先順位を決めて、順次作成していく。</p>	<p>住民異動(転入、転出、死亡、出生等)に伴う届出等については、昨年度末に作成した手続きマニュアルを関係窓口において施行し、その状況をみながら、マニュアルの整備、充実や職員研修等の今後の方向付けを検討していく。</p>												
効果等																

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ワンストップサービスの実施															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
				試行												
実施内容		<p>各種届出、各種証明発行の窓口を一元化することについて検討した。</p> <p>所謂、総合窓口と言われる専任の職員を置いて役場の窓口事務全般を行う方式は役場の規模や届出証明の件数から判断して無駄が多い。職員の養成も必要になる。</p> <p>従って、庁舎内1箇所にローカウンターの窓口を置き、そこに各課から担当者が出向いて事務処理を行う方式であれば実現が可能ではないかと思われ、実施に向けて以下の事項について検討を開始した。</p> <p>窓口の場所（課の配置） 窓口で処理する事務の範囲 連絡体制 端末の配置 ローカウンターの購入</p>	<p>20年度で庁舎内にローカウンターの窓口1箇所（2台）を増設し、そこに各課から担当者が出向いて事務処理を行う方式で試行する。</p> <p>窓口の場所 町民課の一部 窓口で処理する事務の範囲 ・複数の業務処理を要すもの（住民異動時など） ・時間がかかるもの ・高齢者等</p>	本年度中に試行する。												
効果等			<p>一ヶ所で事務を行うことにより、住民の移動の負担を除くとともに、手続もれの防止を図る。</p>													

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	出前窓口の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度				21年度					
実施内容							出前窓口の需要及び実現可能性について検討する。									
効果等																

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	電子申請による証明書等の発行															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>平成18年3月より県の「しまね電子申請サービス」に加入し、3課13項目の電子申請を導入した。 【導入した13項目】 児童手当消滅届、同額改定届、同額改定請求、住民票写交付申請、戸籍附表交付申請、印鑑証明交付申請、課税証明交付申請、所得証明交付申請、軽自動車納税証明交付申請、家屋納税証明交付申請、犬死亡届、犬登録事項変更届、犬登録申請</p>		<p>「しまね電子申請サービス」で新たに20項目が使用可能になるのを受け導入適否について検討し年度内導入した。 【導入した20項目】 児童手当現況届、妊娠届、福祉医療更新申請、補装具修理申請、老人高額医療支給申請、国保保険証再交付申請、退職被保険者不要認定届、付記転出届、固定資産証明交付申請、入湯税納入申告、軽自減免申請、同継続用、職員採用試験申込、住居表示証明交付申請、家屋滅失届、水道使用申請、農村放送連絡無線施設届、被害状況届、名寄せ帳閲覧申請、切図閲覧申請 しかしながら、町内の申請実績は依然としてゼロのため広報10月号で制度内容について周知した。</p>			<p>平成18年3月の電子申請制度導入以来、町内での実績ゼロを踏まえ、前年度に引き続き広報等で制度の周知を図った。</p>				<p>前年度に引き続き広報等で制度の周知を図る。</p>						
効果等			事務の簡素化によって、住民の利便性の向上を図った。			制度の有効活用によって、事務簡素化と住民の利便性の向上を図る。										

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ノンストップサービスの検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容								ノンストップサービスの必要性と実現可能性について検討する。								
効果等																

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	接遇研修の充実強化						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容		<p>職員としての自覚や自己啓発を促すため、意外と忘れがちな基礎的な接遇研修を講師を招いて開催した。内容等は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成19年1月17日 (水) ・会 場 本庁舎及び分庁舎 ・講 師 日本S I Q協会理事長 岡部由佳 氏 ・受講者 職員43人 	<p>町民のニーズの多様化・高度化をどのように受け、効果的、且つ、きめ細やかな積極的対応が出来ることを念頭におき、行政のプロとして原点に立って接遇対応を実践し、町民から好感・信頼される公務員を目指すために、以下のとおり接遇研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成19年10月5日(金) ・会 場 本庁舎2階会議室 ・講 師 ピークリエイト 松 下 香寿美 氏 (鳥取県米子市在住) ・内容 挨拶、言葉づかい、名刺交換、電話対応など ・受講者 職員48名 ・研修資料 別紙参照 	<p>接遇研修を継続して実施する。</p> <p>過去二カ年の受講者が半数に満たないので、本年度はこれまでの未受講者に呼びかけて受講者の増加を図る。</p>												
効果等		<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>	<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>	<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>												

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ローカウンター、相談室の設置充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>合併時に庁舎のバリアフリー化の一環として本庁舎町民課カウンターの一部をローカウンターとし、障害者や高齢者の方の好評を得て利用されている。</p> <p>そのため、各課1箇所設置が望ましいが、効率性などの観点からワンストップサービスによる庁内1箇所設置での対応とすることとした。当面は、実施を可能とするための窓口業務マニュアル策定をはじめとした条件を整備する。</p> <p>尚、相談室については既存施設が物置化しており、今後、整理することにより有効活用することが必要であることを確認した。</p>		<p>20年度でローカウンターの窓口1箇所(2台)を増設し、住民異動(転入、転出、死亡等)に伴う主な手続きでワンストップサービスを試行する。併せて、手続きマニュアルを今年度中に作成し、設置する。</p> <p>相談室については、既存相談室を整理して、平成20年度から開設する町福祉事務所の専用相談室として活用する。</p>			<p>高齢者等の負担軽減や一度に多数の手続きが必要なため時間のかかる方へのワンストップサービスのため、6月までにローカウンター2台を町民課の一部に増設する。</p> <p>相談室の書棚、ロッカー、テーブル及び外線電話を整備し福祉事務所相談室として利用する。</p> <p>他の相談に関しては、情報公開室、町民ロビー、作業室等を適宜活用する。</p>								
効果等																

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	業務案内板、職員配置図の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容			<p>合併に伴い全ての担当課の業務内容、配置図を本庁舎、分庁舎双方の玄関に案内板として配置しているが、見易さ、分かり易さを追求してよりよい設置について年度内に検討した。</p> <p>又、職員配置図についても同様に年度内に検討した。</p> <p>いずれの項目についても平成19年度設置することとした。</p>		<p>庁舎内の業務案内板設置を行った。</p> <p>職員配置図については、各課の状況もあることから、各課のカウンタ - に配置図を設置した。</p>			<p>引き続き組織機構の検討を行うため、20年度は現在のものに対応する。</p> <p>職員配置図も現行で対応する。</p>								
効果等					見易さ、分かり易さの観点からサービスの向上を図った。											

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	窓口・日直業務のマニュアル化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			平成19年度各課と連携して業務のマニュアル整備を行い、質の高い対応が出来るよう年度内に検討を行った。		平成18年度作成の日直業務マニュアルについて、業務内容の変更に伴う変更をした。											
効果等					業務ノウハウの共有化により、誰が対応しても標準化されたサービスの提供ができるよう努力をする。											

番 号	2 1 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化													
実施項目	情報共有システムの拡充														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度								
実施内容	<p>会議室や公用車の使用管理について一括管理するシステムを新町発足後から検討し、平成18年1月30日より導入した。</p> <p>導入したシステムは、全職員個別の電算端末によるグループウェアであり、このシステム内の施設管理を利用したもの。</p>														
効果等	<p>従前は、原課から会議室を管理する総務課への使用伝票提出により対処していた。今回のシステム化により、伝票処理がなくなり事務処理の軽減と迅速化が図れた。</p>														

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	情報公開制度の充実（再掲）															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>公正で透明性の高い行政運営を確立するため、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報公開を推進した。</p> <p>年度内における実施状況は以下のとおりであり、町広報及び議会だよりにて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 4件 ・公開決定等の件数 4件 (いずれも町長部局) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>より制度の充実を図るために町広報誌による制度の周知を年度内に行う。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 11件 ・公開決定等の件数 11件 (町長部局10件、農業委員会1件) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 1件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行った。</p> <p>制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図った。</p> <p>(19年度の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 30件 ・公開決定数 25件 ・非公開 1件 ・不存在 4件 ・公開拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 (町長部局26件・農業委員会1件・教育委員会3件) <p>運用状況について広報「よしか」6月号に掲載し公表する。</p>			<p>請求件数が伸びつつあり、今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>尚、より制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図る。</p>								
効果等	町政参画意識の高揚を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。			町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。								

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ホームページの充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併と同時に、新町のホームページを開設し、住民に対しての情報提供を行った。 開設支援業者は、松江情報センターとした。</p>		<p>ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を図った。 尚、ホームページ上で追加したメニューは以下のとおり。 ・行財政改革、職員給与等の公表、指定管理者制度、空き家情報バンク、公営住宅の入居公募、ふるさと島根定住財団、空き工場・空き倉庫・空き事務所・空き店舗、町内の企業等紹介・求人情報、六日市医療技術専門学校、島根県の企業立地・工業団地、都市交流施設、吉賀町からのお知らせ、しまね電子申請サービス、交流居住</p>		<p>昨年度に引き続き、ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を図った。 特に、交流居住ポータルサイト、移住・交流ポータルサイト、ふるさとSearch、住替え・二地域居住支援サイトを登録した。</p>			<p>昨年度に引き続き、ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を検討する。 特に、職員がリアルタイムに内容掲載(更新)できるよう充実していくことの検討を行う。</p>								
効果等	<p>合併当初懸念されていた住民に対しての情報不足は、ホームページによる情報提供によって緩和された。</p>		<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進することが出来た。</p>		<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進することが出来た。</p>			<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進する。併せて、システムの充実を図る。</p>								

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	広報紙の充実															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>広報誌による情報提供の内容の充実を図るとともに、広報誌に対する意見や感想を聞くための、モニター制度の導入の検討を行った。</p>	<p>モニター制度を以下の内容で運用開始し、広報紙の充実に向けて取り組んだ。今年度のモニターは、3人。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供 定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>	<p>今年度も以下の内容でモニターを公募し、広報紙の充実に向けて取り組んだ。今年度のモニターは、2人。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供 定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>	<p>今年度も以下の内容でモニターを公募し、広報紙の充実に向けて取り組む。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供 定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>												
効果等	住民に対する説明責任を遂行した。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進することが出来た。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進することが出来た。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進する。												

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域イントラネットの検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>庁内ネットワークを整備し、職場内の行政情報の共有化を促進した。</p>		<p>地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討した。</p>		<p>引き続き、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討中。 又、携帯不感知地域、地上デジタル放送化による、難視聴地域合わせて検討した。</p>			<p>引き続き、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討する。 又、携帯不感知地域、地上デジタル放送化による、難視聴地域も合わせて検討する。</p>								
効果等																

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	文書管理システムの拡充						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>平成17年10月1日の町村合併により両町村で差異のあった文書管理システム統合（旧六日市町のバーチャルファイリングシステムへの統合）を最優先課題とし、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の締結 ・実地指導、フォローアップ及び引継ぎ移替え研修の実施 ・文書管理委員会の設置 ・事務室及び書庫の環境整備 ・ファイリングの日及びカメラパトロールによる日常点検の実施 など <p>尚、改善に伴う削減効果試算は別紙参照。</p>	<p>バーチャルファイリングシステムによる文書管理システムの定着化を図るため、以下の点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専属講師による実地指導の実施 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日及びカメラパトロールによる日常点検の実施 ・図面を含む書庫環境の改善 <p>又、平成20年度からの業務委託廃止に伴う自主管理方法と電子媒体による公文書の管理方法について、静岡県島田市及び熊本県宇土市の事例を参考に、文書主管課（総務課）で検討を始め、自主管理マニュアル（試行版）を策定した。別紙参照。</p>	<p>自主管理マニュアル（試行版）に基づき、以下のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理委員による実地指導実施と専属講師による指導助言等を前期・後期の2回実施 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日点検の定例実施 ・カメラパトロールの定例実施 ・書庫の整理 ・図面保存場所の整理 	<p>自主管理マニュアルに基づき、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理委員による実地指導を前期・後期の2回行う。 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日点検の定例実施 ・カメラパトロールの定例実施 ・書庫の整理 ・図面保存場所の整理 												
効果等																

番 号	2 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスの公平性の確保				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	合併協定未調整項目の解決															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>補助金のあり方について、合併後、直ちに庁内に補助金交付金検討委員会を立ち上げ、その見直しを行った。</p> <p>又、各課において合併協定項目について見直しを図った。</p> <p>見直しを行った補助金交付金制度は99件であった。</p>		<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、公平で公正なサービスを提供するよう体制整備を図った。</p> <p>【平成18年度再編された代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の課税総額算定方式、保険税率 ・交通安全計画 ・固定資産税、軽自動車税の納期 ・前納報奨金 ・介護手当、介護用品支給 ・乳幼児集団検診 ・成人基本健診 ・学校給食費 ・児童生徒健康診断 ・自治組織 <p>など</p>		<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、引き続き、合併協定未調整項目の解決に向けて取り組んだ。</p> <p>【平成19年度再編した代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の平成20年度再編に向けた事務。 ・水道関係使用料の平成20年度見直しに向けた事務。 <p>など</p>			<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、引き続き、合併協定未調整項目の解決に向けて取り組む。</p>								
効果等	合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。		合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。		合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。											

番 号	2 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスの公平性の確保				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	受益に応じた適正負担の検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併時の事務事業の調整協議において、厳しい町財政事情も考慮して、受益及び負担能力（所得）に応じたものとする調整を行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 町民税課税有無で利用料に格差 	<p>合併時の事務事業の調整協議において、平成18年度再編とした各種サービスについては、当該年度予算編成において厳しい町財政事情を考慮して、受益と能力（所得）に応じたものとするを基本に再編を行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 町民税課税有無で利用料に格差 	<p>町の中長期的な財政事情も踏まえた上で、事業の維持継続のため、受益と能力に応じた負担を基本として検討を行った。</p>	<p>町村合併協議で、18年度再編とした各種サービス事業については、予算編成において、厳しい町財政事情も踏まえ、事業の維持継続のため、受益と能力（所得）に応じた負担を基本とした再編を行っている。</p>												
効果等																

番 号	2 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託・民間移譲の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	アウトソーシング推進指針の策定															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容					<p>限られた行政資源を最大限に活用し、町民満足度の高い行政運営を行うためにアウトソーシング推進指針を平成20年度に策定することを前提に、計画的に取り組むこととした。</p> <p>指針策定にあたっては、行政の行うべき役割 民営化が可能な行政活動 アウトソーシングの効果 インソーシングへの道等を考慮し、多様な主体で公益を担う社会にふさわしい、アウトソーシング指針とした。</p> <p>又、指針策定により、町民サービスの向上、効率的な行政サービス、経費の節減、民間の専門的な知識・技術の活用を図ることとした。</p>		<p>限られた行政資源を最大限に活用し、町民満足度の高い行政運営を行うためにアウトソーシング推進指針を平成20年度に策定することを前提に、計画的に取り組むこととする。</p> <p>指針策定にあたっては、行政の行うべき役割 民営化が可能な行政活動 アウトソーシングの効果 インソーシングへの道等を考慮し、多様な主体で公益を担う社会にふさわしい、アウトソーシング指針とする。</p> <p>又、指針策定により、町民サービスの向上、効率的な行政サービス、経費の節減、民間の専門的な知識・技術の活用を図ることとする。</p>									
効果等																

番 号	2 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託・民間移譲の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	同上指針に基づく民間委託・移譲															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容							平成20年度において策定される。アウトソーシング推進指針に基づき、可能な業務からアウトソーシングを検討、推進していくこととする。									
効果等																

番 号	2 2 - 2		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託等の受け皿に関する検討			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政サービス補完代行の法人設立可能性検討														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容		<p>民営化、第三セクター、PFI、NPO、指定管理者制度、アウトソーシング等々、どの手法をもってしても適切な効果が見込まれないものについては、新たな法人の設立を視野に入れ、事業の実施を行なうものとする。この場合、新法人の設立は行財政改革の流れに伴うものであることから、客観性、妥当性、具体性を判断した後に着手しなければならない。従って、設立に当たっては行財政改革推進本部や推進委員会の承認を得るものとする。</p>	<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討したが成果としては出なかった。</p>	<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討する。</p> <p>今年度は、既存事務事業、新たな分野について、各課委員会、事務局、室等で調査し洗い出しをして検討する。</p>											
効果等															

番 号	2 - 2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	新たな分野の民間委託の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	新たな分野における民間委託の可能性検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>新たな分野や新規事業の民間委託については、当該事業が「選択的な財・サービス」であるかどうかの適否を判断し、民間委託の可能性や効果をゼロベース手法により検討し、導入するものとする。</p> <p>実施にあたっては、行財政改革推進本部や推進委員会のコンセンサスを得るものとする。</p>		<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討したが成果としては出なかった。</p>			<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討する。</p> <p>今年度は、既存事務事業、新たな分野について、各課、委員会、事務局、室等で調査し洗い出しをして検討する。</p>								
効果等																

番 号	2 - 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	各種団体事務局機能の整理統合														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度								
実施内容	<p>各種団体事務局機能の統合整理のために、活動内容や補助金の使い方などについて検討した。平成18年度で具体的に検討することとした。</p>	<p>各種団体の洗出しを行い、活動内容等を精査し、それぞれの実情を尊重しながら、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努め、自立に向けた検討を行った。</p> <p>既に、事務局機能の整理・統合を予定している団体もあり、平成19年度において更に検討を進めることとした。</p>	<p>各部署において実施した各種団体の洗い出しに基づき、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努めた。</p> <p>各種団体の合併、新設、解散が終了し、新たにスタートした。</p>	<p>今後も、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努める。</p>											
効果等															

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	第三セクターのあり方検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度										
実施内容	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行なった。</p>	<p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度での吉賀町版「第三セクターに関する指針」策定に向けての準備に着手した。</p> <p>対象とするのは、株式会社エポックかきのきむら、株式会社六日市振興、株式会社サンエム、社団法人六日市町農業公社の4団体とする。</p>	<p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社六日市振興」「株式会社サンエム」「社団法人六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施した。</p>													
効果等			<p>庁内検討組織「第三セクター経営改善会議」の定期的な開催により、横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>													

番 号	2 - 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	第三セクターへの指導監督等														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行った。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、庁内に「第三セクター経営改善会議」を立ち上げ支援することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員：町長、助役、総務課長、政策企画課長、主管課長、担当者 ・ 当面は、(株)六日市振興（ゆらら）について検討 ・ 第1回(事前会議) 7月27日 第2回 9月27日 第3回 2月20日 <p>又、本年度は国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度での吉賀町版「第三セクターに関する指針」策定に向けて、行政がどのように関わるか検討した。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、「第三セクター経営改善会議」を開催し、経営健全化に向けて調整を行った。</p> <p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社 六日市振興」「株式会社 サンエム」「社団法人 六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施した。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、「第三セクター経営改善会議」を開催し、経営健全化に向けて調整を行う。</p> <p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社 六日市振興」「株式会社 サンエム」「社団法人 六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施する。</p>											
効果等	<p>合併協定項目により、経営改善による町出捐金低減やコスト削減などにより、今後の経営改善に繋げる足掛かりが出来た。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境を整備する。</p>											

番 号	2 - 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	外郭団体等の見直し													
実施項目	土地開発公社の再編														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度								
実施内容	合併前の旧六日市町土地開発公社については、合併後、新町としての土地開発公社への再編事務を進め、名義変更等の登記を完了した。														
効果等	町内全域の土地の秩序ある整備及び管理を行う体制整備が出来た。														

番 号	2 - 3			担当部署	議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
項 目 名	外郭団体等の見直し															
実施項目	土地改良区の再編															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容	<p>柿木村土地改良区の解散に向けて、法第135条第1項「知事による解散命令」により県と協議を行ってきた。結論として、県は法135条第1項による解散命令は行わない旨回答があった。</p>	<p>柿木村土地改良区の解散に向けて、10月18日県知事より仮理事が承認され、12月13日総代選出選挙を執行した。平成19年1月13日に柿木村土地改良区第1回総代会を開催し、事業計画及び収支予算、役員選出を議決した。1月18日に理事会を開催し、合併に向けた取り組みを協議した。2月8日柿木村、六日市町両土地改良区から7人の委員を選出し、合併推進準備会を開催した。3月5日柿木村・六日市町土地改良区合併推進協議会設立総会及び第1回合併推進協議会を行い統合整備計画書(案)、合併予備計画書(案)について協議した。これを受け、両土地改良区は3月30日理事会を開催した。</p>	<p>12月の合併認可申請に向けて、合併協議会を4月24日、7月31日及び10月10日に開催した。併せて、両土地改良区理事会をそれぞれ柿木2回、六日市1回開催した。6月6日には、町長を立会人として合併予備契約調印式を行い、両理事長が合併予備契約書に調印を行った。又、合併総代会(8/25柿木、8/26六日市)を開催し、合併議決を行った。</p> <p>10月24日吉賀町土地改良区設立委員会設立総会を開催し、同設立委員会を同日及び11月7日、2月5日に開催し、定款及び規約の協議を行った。12月17日、新設合併認可申請書を島根県に提出した。</p> <p>3月24日、第4回設立委員会を開催し、平成20年度事業計画及び収支予算計画、総代選挙執行計画について協議した。</p>	<p>島根県告示第339号(平成20年4月8日付)により、「鹿足郡吉賀町土地改良区」(平成20年4月1日付)が認可され、土地改良区の合併が完了した。</p>												
効果等				<p>土地改良区の合併により、主に運営に伴う人件費の抑制が図られた。1年間で約60万円の削減効果となる。</p>												

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	社会福祉協議会への委託事業見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>吉賀町社会福祉協議会に対し、コスト削減の要請を行うとともに、サービスの利用者負担の見直し等を行った。</p> <p>又、吉賀町社会福祉協議会も人件費削減に向けた給与体系の見直しの検討を始めた。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業の内の1事業ほか（軽度生活援助事業） 利用料 100円 300円/時間 	<p>島根県の補助打ち切りで町単独化となった委託事業について、当該年度予算編成時に吉賀町社会福祉協議会による事業コストの精査、サービスの利用者負担の見直しを行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 事業費約30,000千円 町民税課税有無で利用料に格差（ショートステイほか） ・県補助打ち切り 補助率 約1/3 なし ・社協職員人件費の新給与体系適用開始 	<p>町からの運営費補助金について、人件費相当分は一昨年度より引続き20%～50%の削減で対応した。</p> <p>委託事業のコスト削減要請を行うとともに、委託料見直しを行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業（デイサービス事業） 委託料：1件当たり 六日市 7,000円 6,500円 柿木 5,000円 4,500円 	<p>社会福祉協議会運営費補助金について、人件費は平成18年度より、引続き20%～50%の削減を行っている</p> <p>委託事業についても、予算編成時において、コスト削減要請を行うとともに、委託料見直しを行っている。</p>												
効果等	<p>事業の効率化や維持・継続・廃止についての検討により、見直しすることが出来た。</p>	<p>事業コスト削減と負担の公平性確保の観点から見直しすることが出来た。</p>	<p>事業コスト削減と負担の公平性を図られた。</p>													

番 号	2 - 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	外郭団体等の見直し													
実施項目	一部事務組合のあり方検討														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>取り組み無し。</p>		<p>一部事務組合で事業を実施することのメリット、デメリットを精査し、将来の方向性に対応を構成自治体とともに検討することを庁内的には確認した。</p> <p>対象となる一部事務組合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県市町村総合事務組合 ・益田地区市町村圏事務組合 ・鹿足郡環境衛生組合 ・鹿足郡不燃物処理組合 ・鹿足郡老人ホーム組合 		<p>一部事務組合の設立目的は、市町村が単独で行うよりも共同処理したほうが効率的な事務を行うためである。現在、一部事務組合で処理している事務については共同処理が適当である。また、これらの事務を町単独で行うことは、財政及び人的に困難である。</p> <p>現在ある複数の一部事務組合の組織の統合あるいは事務局機能を統合することは考えられるが、設置している施設が3市町に点在し、事務内容も多岐に渡るため実現は困難と考えられる。</p>			<p>今後は、指定管理者制度や業務委託を視野に入れ、検討していく。</p>							
効果等															

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	広域事業の見直し検討						企		福		調						
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
実施内容	<p>広域事業の精査を行った。基本的に合併前の両町村が加入していたものは継続とし、いずれかが加入していたものは脱退とした。</p>	<p>広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査するとともに、将来の方向性等を見据えた上で、新年度予算査定の中で整理した。</p> <p>尚、今年度末をもって脱退することを決定した組織は、以下のとおり。</p> <p>NTTユーザー協会、島根県社会保険協会、石見地区町村消防団長連絡協議会、益田たばこ販売協同組合、日本国民年金協会、島根県トラック協会、島根県トラック協会益田支部、鹿足郡身体障がい者福祉協会、鹿足地区中山間活性化促進協議会、島根県資源保全地域協議会、林道安全協会、日本道路協会、日本住宅協会、島根県公立文化施設協会、島根県青少年育成会議、島根県労働基準協会</p> <p>以上16団体で削減効果は623千円。</p>	<p>引き続き、広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査し将来の方向性等を見据えて検討した。</p>	<p>引き続き、広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査し将来の方向性等を見据えて検討する。</p>													
効果等																	

番 号	2 - 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	外郭団体等の見直し													
実施項目	公共的団体の再編														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めた。合併協議により統合できる部署は統合したが、更に進めるため、平成18年度に詳細について検討することとした。</p> <p>(再編された公共的団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会 ・ 体育協会 ・ 婦人会 ・ 青少年健全育成協議会 ・ 人権教育推進協議会 ・ 交通安全対策協議会 ・ 交通安全母の会 ・ 学校給食会 など 		<p>引き続き、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めた。</p> <p>各部署が担う公共的団体を洗い出した結果、既に統合整備を予定している団体もあり、平成19年度において更に検討を進めることとした。</p>		<p>各部署において実施した各種団体の洗い出しに基づき、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合調整について具体的に検討した。</p> <p>商工会、観光協会の合併により今年度の公共的団体の再編は終了した。</p>		<p>今後も、それぞれの事情を尊重しながら、統合調整について検討する。</p>								
効果等															

番 号	2 - 4 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	施設の維持管理方法の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	維持管理方法の見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>地方自治法の改正に伴い、施設の維持管理委託契約期間について長期継続契約に関する条例及び規則を施行し、複数年契約でのコストの削減を検討した。</p> <p>又、指定管理者制度への移行計画を作成し、公の施設の施設概要調書作成を全庁的に取り組み、各施設の方針の決定に向け取り組んだ。</p>	<p>指定管理者制度については、平成17年度の取り組み項目を基礎として、5月中に各施設の条例改正を行い、6月12日から7月12日まで公募を実施。7月12日から8月1日まで選定委員会による選定を行い、8月22日に議会での指定議決し、9月から運用開始した。その後、2施設について12月議会で、さらに1施設について3月議会で指定議決し、いずれも平成19年4月1日運用開始となった。又、庁舎EV、自家用発電機保守の複数年契約を締結し経費の削減を図った。</p>	<p>次の7施設について、指定管理者制度により施設管理の委託契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大野原運動公園 ・障がい者地域活動支援センター - (旧吉賀町町民集会所) ・自治会館(5施設) <p>生活改善センター - を地区集会所に転用するため、野中地区自治会と協議を行った。</p> <p>協議の結果施設の改修を実施し平成20年4月より野中地区集会所として指定管理を行なった。</p>	<p>平成20年度末で満了する指定管理施設の、21年度以降指定に向けて選定作業を行う。</p> <p>12月議会議決を目途として作業を実施する。</p>												
効果等	<p>複数年契約でコスト削減が期待される例規が施行された。又、指定管理者制度への移行計画が作成され、実質的な実務に入ることが出来た。</p>	<p>指定管理者制度導入により住民サービスの向上と経費削減効果を図った。又、複数年契約に伴う、経費の削減効果も図った。(EV)削減効果額対前年度 8,925円(自家発)削減効果額対前年度 93,270円。</p>	<p>指定管理者制度導入により住民サービスの向上と経費削減効果を図った。</p> <p>生活改善センター - 維持管理費 345千円/年</p>													

番 号	2 - 4 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	施設の維持管理方法の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	指定管理者制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>指定管理者制度への移行計画を作成し、公の施設の施設概要調書作成を全庁的に取り組み、各施設の方針の決定に向け取り組んだ。</p> <p>【洗い出し対象の施設件数】 総数147件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設 18件 ・児童福祉施設 6件 ・老人福祉施設 8件 ・教育施設 18件 ・その他 97件 		<p>指定管理者制度については、平成17年度の取り組み項目を基礎として、5月中に各施設の条例改正を行い、6月12日から7月12日まで公募を実施。7月12日から8月1日まで選定委員会による選定を行い、8月22日に議会で指定議決。</p> <p>その後、2施設について12月議会で、さらに1施設について3月議会で指定議決し、いずれも平成19年4月1日運用開始となった。</p> <p>尚、今年度末現在での管理内訳は以下のとおり。</p> <p>直 営 63件 指定管理 83件</p>		<p>平成18年度に指定した施設の事業報告書により所管課において「施設運営実績評価」を行った。</p> <p>課題 評価は「良好」「普通」「不十分」で行ったが、評価の制度を高めることが必要である。</p>			<p>指定管理者制度の充実と適正な管理運営を図るためには、事業報告に基づく「施設運営実績評価」の制度を高める必要がある。</p> <p>対応は第三セクタ - 経営改善会議を活用して検討する。</p>								
効果等			指定管理者制度導入によって住民サービスの向上と経費の削減効果を図った。		指定管理者制度の充実と適正な管理運営が図られた。											

番 号	2 - 4 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	施設サービスの向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	運営方法の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>施設の空き状況等の把握、使用管理システム及び申請書類の簡素化について検討した。 又、コスト削減にも努めた。</p>		<p>公の施設については、昨年度から指定管理者制度導入についての事務に着手し、今年度内において一定の精査をすることが出来た。しかし、初めての指定管理者制度導入ということで大幅な経費削減効果が現れていないのも現状であり、今後検討を要すところである。 教育委員会所管の町民体育館及び基幹集落センターの料金体系について一元化を図るべく検討を行った。又、(株)サンエムに管理委託している立戸スポーツ公園では、平成18年7月1日より高圧電力を必要時期のみに受給することのできる自家発・リース方式に変更し経費節減を図った。</p>		<p>大野原運動公園の管理業務について、指定管理者制度を導入した。 又、町民体育館及び基幹集落センターの管理委託料についても検討した。 さらに、現行の施設利用における申請・受付・精算方法等事務の簡素化についても検討した。 幅広い年代層の利用促進を図るため、町民への周知も含め、利用者のニーズにあったサービス向上について検討した。</p>			<p>大野原運動公園について、将来グランドゴルフの公認コースを設定し、町内外からの利用者増を図る。20年度においては試験的にコースを設定し、利用者の動向を見る。</p>								
効果等	<p>プラン作成に関わることによって、コスト削減を含めた意識の高揚が図れるようになった。</p>		<p>指定管理者制度導入により経費削減に向けた検討基盤が出来た。又、施設使用料一元化に向けた検討に着手することが出来た。</p>		<p>指定管理者制度導入により経費削減を行うとともに、事務の簡素化と利用促進に向けた取り組みを行った。</p>			<p>利用者の増により温泉等他方面への効果を図る。</p>								